

**企業会計基準公開草案第22号「持分法に関する会計基準（案）」及び
実務対応報告公開草案第27号「持分法を適用する関連会社の会計処理
に関する当面の取扱い（案）」に対する意見**

平成19年12月17日

日本公認会計士協会

このたび公表されました標記公開草案に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

1. 「当面の取扱い」について

（コメント）

本実務対応報告案「当面の取扱い」において、「投資会社及び持分法適用関連会社が採用する会計処理の原則及び手続の統一にあたっては、原則的な取扱いによるほか、当面の間、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第56号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」（以下「監査・保証実務委員会報告第56号」という。）に定める会計処理の統一に関する取扱いに準じて行うことができるものとする。」と定めているが、「監査・保証実務委員会報告第56号」を参照するのではなく、実務対応報告の中で規定すべきである。

（理由）

「監査・保証実務委員会報告第56号」は、「連結財務諸表原則」及び「同注解」の改訂を受け、連結財務諸表作成に際しての親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱いを明らかにしたものであり、会計基準等ではない。

したがって、実務対応報告が「監査・保証実務委員会報告第56号」を参照するのではなく、実務対応報告の中で独自に当面の取扱いを定めるべきである。

2. 設例について

（コメント）

本実務対応報告案の設例は、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」で記載されているように、簡便的な内容とし、設例を示すことの本来の目的が明確になるよう、設例の内容を見直す必要がある。

（理由）

設例を示す目的は、実務対応報告で示された内容について理解を深めるためであると考え。実務対応報告第18号においても同様の趣旨で設例が示されている

と考えるが、これと比較した場合、本実務対応報告案で設定されている事例は複雑であり、本来の趣旨が不明瞭になっているものと思われる。

例えば、〔設例1〕では、在外関連会社A社の財務諸表に計上されている「のれん」の処理を修正する場合の会計処理を説明するものであるから、実務対応報告第18号のように、A社の財務諸表を修正することについて説明すれば足りるものとする。しかし、本実務対応報告はP社における会計処理まで説明しているため、事例が複雑になっていると考える。

3. 「その他」について

(コメント)

当協会は、2011年までに日本基準と国際財務報告基準とのコンバージェンスを達成するという「東京合意」に基づき、貴委員会が精力的にコンバージェンス・プロジェクトに取り組まれていると評価している。したがって、今後当該プロジェクトの進行の結果として、会計基準等の見直しが順次行われていくものと理解している。

以 上